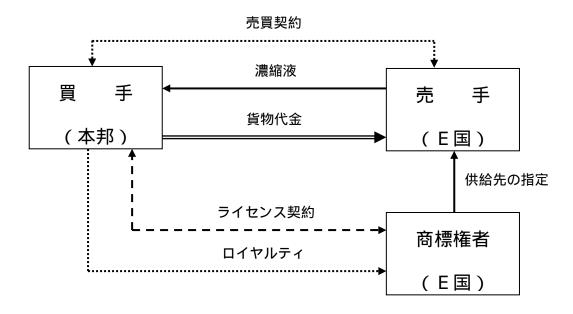
6.輸入後に調合され商標を付して販売する商品のロイヤルティ



【照会要旨】

当社(買手)は、売手から本邦で販売する清涼飲料水の濃縮液を購入(輸入)します。 輸入された濃縮液は、本邦で調達した水、砂糖及び炭酸で調合された後、商標権者の 商標が付されたビンに注入され清涼飲料水として当社により本邦で販売されます。

当社は、売手に支払う輸入貨物代金とは別に、商標権者とのライセンス契約に基づき、 濃縮液により調製され、商標を付して販売する清涼飲料水に付されている商標権者の商 標の使用の対価として、清涼飲料水の国内総売上の 3%相当額のロイヤルティを商標権 者に支払います。

輸入貨物は、当該ライセンス契約により商標権者の指定する者(売手)から購入する ことを義務付けられています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が商標権者に支払うロイヤルティを 現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が第三者である商標権者に支払うロイヤルティは、輸入貨物に係るものではないことから、現実支払価格に加算する必要はありません。

(理由)

輸入貨物に係る商標権の使用に伴う対価で、その輸入貨物に係る取引の状況その他の 事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものは、現実 支払価格に加算することとされています。

上記取引において、貴社の支払うロイヤルティは、輸入貨物(濃縮液)により調製された清涼飲料水に付される商標の使用の対価です。また、輸入貨物は、清涼飲料水の原料ではあるが、本邦において他の材料と調合されることによりその本質を変更されてお

り、その清涼飲料水とは本質的に相違していると認められます。

したがって、貴社(買手)が商標権者に支払うロイヤルティは、本邦にて販売する清 涼飲料水に関するものであり、輸入貨物に係るものとは認められないことから、輸入貨 物の現実支払価格に加算する必要はありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号 関税定率法施行令第1条の5第5項 関税定率法基本通達4-13(2)、(3)八

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)